

朽網親滿之乱

田北学

一、建久七年大友初代能直が、源頼朝より豊後の守護職に補任せられてから、文祿二年大友義統が豊臣秀吉から豊後を圍除せらるゝ迄、年を経る事実に三百九十七年―約四百年、代を累ぬる事二十二代。此の長い歴史の過程に於いて、鎌倉時代、南北朝時代は元より、大友氏の歴史中には、其の原因、経過、結末、関係主要人物等々、事件の全貌がはつきりしてゐない事変が沢山ある。例へば(一)大友親世又は大友氏継が、其の重臣吉弘一頼(一曇の事か)を、讒を信じて殺し、怨霊にたゞられて之を慰むるため、吉弘天神祠を府内の大智寺境内に造つたいふ事變の如き、或は(二)明応三年五月、田原親宗入道宗伝が、大友材親(後に改名義右)に叛し、東国東郡箕ノ崎に於て討たれたる事變、或は(三)大友第十六代政親が、明応五年五月、其の子第十七代大友義右を毒殺したる事變、或は(四)大永二年の冬、府内の来迎寺ライモウジに於て大友の家老職の一人であつた太神親照が、一族郎党七十五人と共に大友親教(改

義鑑)の為に討たれた事變、或は(五)天文十九年二月十日の晩に起きた、有名な大友二階崩れの凶変、或は(六)弘治二年九月に大友家老職の一人であつた小原鑑元入道宗惟が起した叛乱の如き等々、何れも事變の原因や全貌がはつきりしてゐない。永正十三年八月に勃発した朽網親滿の乱も、従来郷土史籍の伝ふる所では、全貌がはつきりしてゐなかつたのである。然るに拙作統編年大友史料六及び七を編纂するに当り諸家の史料を編年整理する事によつて、親滿の乱の全貌がおぼろげ乍らつかめたのである。更に大分県史料(5)の刊行により、宇佐永弘文書三の中に多数の此の乱に係る史料が発見せられ、いよ／＼本事變の近因、首謀者、経過、関係人物等が、明瞭に成つて来た。よつてこれから左に私の統編年大友史料六と七に収めた史料と、永弘文書三巻の中に出てゐる史料とを引用し、之等古文書の確証を根拠として、親滿の乱を解明して見る事とする。

二、私は朽網氏の系図を見た事が無い。随つて朽網氏の起原を知らない。然し豊後国志卷之六、及び碩田叢史雉城雜誌卷之七西山城跡等の条に記載せらるゝ所に拠ると、大友能直の養父齋院次官藤原親能の第三子に、筑井ツツキ（或は築井に作る）左衛門尉親直と云ふ人がある。親直の子に古庄重吉と称する人物がある。書物によつては重吉を重能に作るもある。此の古庄重吉が朽網氏の元祖であると云ふ。即ち朽網氏は鎌倉より豊後へ下つて来た大友の郎党「下り衆」である。そして豊後直入郡朽網郷の倒竹サカサヅの山に居館を築いて之に代々拠つた。

三、朽網氏の領有地は、親満の乱関係人物と密接な関連がある。救民記クシュミンキに拠れば、朽網氏は直入郡救民郷、玖珠郡山田郷、全郡帆足郷、野津院（現今大野郡の内）、直入郡入田郷、豊後の四原、豊前宇佐郡深見郷、筑後久々宮等を領有してゐた。而して親満、其の父繁貞、祖父備後入道法祥の三代に亘り累代大友家の家老職に列し、其の勢力は強大であつた。鎌倉時代から南北朝時代にかけて、豊後の守護代や、大友家の加判衆には、小田原氏、植田氏等と相並んで、朽網氏が補任せられたであらふ。之等の時代の加判連署状に「藤原」との

み署名して加判してあるのは、多分朽網氏であらふと思はれる。此の点の究明は後日の考証研究に譲る。救民記によれば、朽網氏の入田郷領有は、天文十九年二月十日夜に起きた大友二階崩れの凶変に没落した入田氏の所領地であつたものを、親満の跡目を相続再興した鑑康ケンキョウ（入道宗歴）が領有した時より以後の事であるといふ。朽網氏の居城は山野城と呼ばれ、其の旧蹟は今の直入郡久住町（元都野村）大字仏原字市の内山の口に在る。約二町歩許りの原野である。

四、朽網親満の乱の勃発は、永正十三年八月の事である。之を時期から觀察すると、大友第十九代義長が、其の子親安（後改親教、義鑑）に家督を譲つた（永正十二年十二月廿三日）翌年に起きた事変である。義長は永正十五年八月十一日行年三十六才で歿したのであるから、永正十二年と言へば義長はまだ三十三才であり、親安は僅かに計へ年が十四才の少年である。普通であつたら家督を譲るにはまだ早すぎる。想ふに義長の健康が勝れず、ために年少ではあるが親安に家督を譲つたものであらふ。其の翌年に勃発した乱であるから當時義長は三十四才で、推定病弱、親安は計へ年十五才で弱年。大友十八代親治は此の時まだ生存してゐたのであるが、

彼は永四年の正月に六十四才で歿した人であるから、永正十三年には彼は五十六才。五十六才と言へば当時の通念からすれば、老衰の境に入つてゐた訳である。親満の乱はこうした時期に、しかも家督の移り目に発した事變である。

五、親満の乱の近因は、従来不明であつたが、左に引用せる永弘文書に明らかなる通り、朽網親満がトツプリーダーと成り、其の家臣の主なる者吉弘新兵衛尉親就、小田原兵部丞、倉成縫殿亮、古庄右馬助治重等と、田原二郎親述、其の弟田原新九郎政定、及び宇佐神官番長永弘氏輔等が首謀者と成り、協同謀議して、極秘裡に大友親安を家督より排して、大友第十三代親綱の子伯大聖院宗心をかつき出し、彼を擁立して大友氏の家着に据えようとする謀略が此の乱の近因である。而して一味党類は、自然親満の所領地のある大野、直入、玖珠郡の土と、田原氏の麾下速見郡山香郷、国東郡内の土等である。左に引用せる諸文書に出て来る人名より推断すれば、乱の首謀者を除けば、大友氏の一族「御同紋衆」は関係者がすくなく、所謂「他姓之衆」が乱の支援主力を成してゐる事がわかる。従つて此の乱の近因は上述の如く宗心擁立運動であるが、其の速因をなしてゐるものは、豊後国内の諸士の姓

氏門閥間の勢力争と推察され、「御同紋衆」に対して譜代と外様、油と水の様な關係にあつた不平分子「他姓之衆」が多く宗心擁立派の側に廻つたものであらふ。

続大友史料（家わけ）四の一・二・七、又は大分県郷土史料集成戦記篇所載の救民家諸士（別本御家中）を見るに、親満家臣の大部分は「他姓之衆」であつて、大友の一族「御同紋衆」は殆んどゐない。又事變の關係者援助者田原、吉弘、日田、一万田の諸氏は、朽網氏の親類である。

六、事變の経過發展の跡を觀察するに、首謀者間の謀議連絡が未だ十分に行はれず、謀叛の計画が未だ完全に出来ず、万全の手配を完了せず、時期未だ熟せず、親満がクーデター断行に立上らぬ内に、密謀が漏洩発覚したものであつて、救民記には次の如く記されてある。「親満は、天文（永正の誤）十三年八月廿六日、事に托して府内城に誘ひ召され、兵を以て取囲み、逼しめて自殺せしむ」。されど左に掲げた永弘文書によれば、親満は自殺してゐない。府内城に召籠められたのは、親満の事では無くて、彼の家臣古庄右馬助治重父子である。治重は永正十三年八月廿六日、事に托して府内におびき寄せられ、逮捕され、府内城に監禁せられたが、種々の手を

打つて、監禁を脱出し、同年十二月十一日早朝、宇佐の神官  
で番長をしてゐた永弘氏輔の宅に遁げ込んだ。而して同所で  
親満の家臣中の主なる者吉弘新兵衛尉親就、小田原兵部丞、

倉成縫殿亮等と落ち合ひ、四人で謀議をこらし、極秘計画を  
討議した。他方朽網親満は、密謀露見し、家臣等多数府内に  
於て殺され、身を以て危難を脱し、道陽寺に一時逃避した。

道陽寺の所在地は未詳であるが、恐らく玖珠郡内であらふ。  
古庄治重父子が府内に監禁された騒動の時、府内で討たれた  
人々は、左記文書中に其の所領地を闕所として処分された人  
々であつたらふ事は想像に難くない。之等の人々は「他姓之  
衆」ばかりである。

〔大友家文書録〕  
〔野上〕  
〔長資（以下缺）〕  
〔永正十三年八月〕（親満）  
〔是秋〕家臣朽網兵庫頭叛、党之者多、親

安

1 重々頸一到来、被添心候趣、案中令悦喜□□□□頼存  
候、恐々謹言、  
（永正十三年）  
九月二日  
（左馬助）カ  
野上□□□□殿

親安 在判

左記二通の文書、文書録に収載のものは焼損が甚しい。今熊  
本市山崎町志賀親長氏家蔵本と校合して、焼損部分を修補し  
て全文を掲ぐる。

2 今度隠謀人成敗之刻、父子忠儀感悦候、仍直入郷律原名  
之内（小田原治部少輔跡之内、カケラハル）五拾貫分之事、預進之候、可有知行

候、恐々識言、  
（永正十三年）  
十月十六日  
（親益）  
志賀十郎殿

親安（花押）

3 今度隠謀人成敗之刻、对国家忠儀感悦候、仍緒方庄内千  
田百貫分、大野庄内（板井迫縫殿助跡）参拾五貫分、直北名之

内（小田原塩徳丸式跡）拾貫分、同（平井与十郎跡）肆拾五貫分之内式  
拾貫分之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、  
（永正十三年）  
十月十六日  
（親毎）  
志賀左近大夫殿

親安（花押）

4 今度、朽網兵庫同意之隠謀人成敗之刻、□□□□玖珠郡  
山田之郷粟野村之内、浮免石仏□□□□穴井鼻田地壹段

事、預置候、可有知行候、恐々謹言、  
（忠儀之条）カ

(永正十三年)  
十二月二日

親安 在判

中嶋内蔵助殿

5

就今度朽網兵庫、同意之隠謀人成敗、

(之条、玖珠)  
忠儀□□□□郡山田

之郷粟野村之内、戸加之内峯□□□□村之内、紺屋式

段半事、預置候、(可有知行候、恐々謹言)カ

(十一月二日)カ  
□□□□□□□□□□□□□□□□

親安 在判

齋藤五郎太郎殿

大野郡旧小富士村字寺原首藤賀寿人氏所蔵文書中に左記がある。

6

今度、隠謀人成敗刻、対国家、忠儀無相違候、感悦候、

必辛勞之段、追而可賀申候、不可有忘却候、恐々謹言、

(永正十三年)  
十一月六日

親安 (花押)

首藤清右衛門尉殿

玖珠郡旧野上村上田節蔵氏家蔵野上文書に左記がある。

7

就今度朽網兵庫同意之隠謀人成敗、忠儀之条、玖珠郡山

田之郷粟野村之内、尾本田地四段、畠地三段、同村之内、京都原田地式段、畠地式段事、預置候、知行不可有相違候、恐々謹言、

(永正十三年)  
十二月二日

親安 (花押)

野上二郎太郎殿

下毛郡諫山<sup>イサヤ</sup>郷田口村の領有者田口氏文書に左記がある。親満

の乱が勃発するや大友親安は直ちに田北親員を豊前方面に派遣して親満党類の豊前方面の諸士との連絡を断ち、遁走路遮断工作を行つたものゝ様である。後掲文書56をも参看せよ。

8

義長 書音御請文、則遂披露候、

同時□被添御意候者、可為祝著之由被存候、森父子被仰

談、弥別而御武略此時候、近日茂於当符野<sup>(野カ)</sup>心同意者多々成

敗候、委曲猶伊勢守所及申遣候間、閣筆候、恐々謹言、

(永正十三年)  
十二月十五日

親員 (花押)

田口殿 御報

北海道郡一尺屋出身大野郡三重町字市場居住合沢金兵衛氏所蔵文書に左記三通がある。

9 直入郷内市用宮内少輔 北藪拾貫分事、預置候、可有知行

候、恐々謹言、

(永正十三)

十二月廿一日

親安(花押)

若林右衛門尉殿

若林右衛門尉殿

[大友家文書錄] (永正十三年十二月)

□□親安、授采地於家臣原尻藤十郎□□

(本庄)

□□□□以作書、伊賀守右述等、亦寄連署打渡狀於植

田政所役カ

□□□□

10

直入郷内、北之藪市用宮内少輔 拾貫分事、被宛行若林右

衛門尉訖、任御判旨、可被打渡之由、依仰執達如件、

永正十三年十二月廿三日

(木上長秀)

大炊助(花押)

(一万田)カ(祐榮)

右衛門尉(花押)

(白杵長景)

民部少輔(花押)

(小原右並)

左衛門尉(花押)

(豊饒親富)

彈正忠(花押)

(大神親照)

左衛門大夫(花押)

(本庄右述)

伊賀守(花押)

(志賀親每) 政所殿

12

(大分郡) 預置候カ 可有知行候、 植田庄吉藤名内居屋敷參貫分之事、

恐々謹言、

(永正十三年)

十二月廿三日

親安在判

原尻藤十郎殿

13

(分之事、任御判御奉)カ 植田庄之内、吉藤名之内、居屋敷三貫□□□□□□□□

書旨、打渡所申如件、

永正十三年十二月廿三日

(豊饒親富)

彈正忠(花押)

右衛門尉(花押)

(小原右並)

左衛門尉(花押)

(木上長秀)

大炊助(花押)

(大神親照)

左衛門大夫(花押)

(本庄右述)

伊賀守(花押)

11

直入郷之内、北之藪拾貫分事、任御判旨、進渡候、可有

御知行、依仰執達如件、

(候)脱カ

永正十三年十二月廿七日

(志賀)

左近大夫親每(花押)

朽網親滿之乱

(種田庄政所)  
政所殿

(永正十三年)  
十二月廿日

〔大友家文書録〕 永正十四年丁丑正月、因原尻氏領地事、

長野太郎兵衛尉殿  
(包紙ウハ書)  
一長野太郎兵衛尉殿

親安 (花押)

雄城安

14 種田庄之内吉藤名之内居屋敷三貫

(分之事、任御判御)カ  
奉書

17

旨、打渡所申如件、(以下缺)

山香郷徳富壹町之内、味曾園五段分事、任御判旨、可被  
打渡長野太郎兵衛尉之由、依仰執達如件、  
(二万田)カ(祐栄)  
右衛門尉 (花押)  
白件長野

永正十三年十二月廿七日

民部少輔 (花押)

(木上長秀) 大炊助 (花押)

(豊饒親富) 彈正忠 (花押)

(小原右並) 左衛門尉 (花押)

(天神親照) 左衛門大夫 (花押)

(本庄右述) 伊賀守 (花押)

直入郡旧小富士村大字寺原小字枝石田北次彦氏家藏文書に左記がある。本文書は碩田叢史、豊州雜志等にも収載せられてゐる。

15 為今度忠儀、大野庄壇田雅樂助之内五貫分事、預置候、

可有知行候、恐々謹言、

(永正十三年)  
十二月廿五日

(大友)  
親安 (花押)

田北平左衛門尉殿

(包紙ウハ書)  
兩政所殿  
一山香郷兩政所殿

彈正忠親富

速見郡山香町長野末夫氏家藏文書に左記三通がある。

16 山香郷之内倉成左京亮徳富壹町之内、味曾園五段分之事、

預置候、可有知行候、恐々謹言、

候、恐々謹言、  
(永正十三年)

十二月廿七日

親安 (花押)

18 山香郷稻富七段、大平山五段半事、預置候、可有知行

長野五郎左衛門尉殿  
〔包紙ウハ書〕  
「長野五郎左衛門殿

親安」

大友家文書録に左の文書がある。之は永正十三年の文書で朽網親満の乱に關連する文書であらふ。親安時代の文書は親満の乱に關するものが多い。

19

〔庄内津久見丹波守跡之内、□□□□□□□□〕  
(之事項選)

候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十三年)カ  
十二月廿七日

上野神兵衛尉殿

親安在判

大分市杵原八幡宮の文書中に左記がある。之には年号が書いてないが、連署者の顔振れから見、永正十三年頃の文書に相違あるまい。由原宮の宮師氏が、朽網親満に覺してゐるかの如き風説があつたのであらふ。それ故宮師が、大友家老衆等に対して、弁明の書状を送つたのである。左記は之に対する返事の状である。

20 就御進退風説候歟、此方各曾不存子細候、如御意御神奉

朽網親満之乱

公專一迄候、爰元狹合事不可有如在候、恐々謹言、  
(永正十三年)カ  
十一月十八日  
(豊饒) 親富 (花押)  
(白杵) 長景 (花押)  
(木上) 長秀 (花押)  
(大神) 親照 (花押)

由原宮師御房

七、宇佐の永弘氏輔宅に於て密謀を凝らした親満の家臣四人  
―古庄右馬助治重、吉弘新兵衛尉親就、小田原兵部丞、倉成  
縫殿亮等の四人は、同道して、永弘宅を出で、其の主親満が  
一時逃避して滞在してゐた宿所道陽寺に到り大聖院宗心擁立  
運動、大友親安政權顛覆打倒の計画につき、再検討を加へ、  
情勢の再分析を行ひ、密謀を凝らした。そして宗心方の都合  
如何をも検討し、当初計画の通りを実行邁進する事に決し  
た。此の謀議の席上、古庄、吉弘等は、運動継続に反対の意  
見を腹臆無く卒直にありのまゝ縷々述べた。けれども親満  
は、以前決定通り計画を断行する事を主張して、其の議が決  
定した。之に關して、十二月廿日、一万田六郎は、日田方へ  
赴いた。之は日田氏の親満に対する協力支援を得んがため

七九



あつた。日田氏及び一万田氏は、親満の親戚である。そして親満は、十二月廿三日に、玖珠郡と日田郡との境伊らわらと呼ぶ所へ宿所を移した。そして十二月廿九日頃、前記四人の家臣等の許へ飛脚を遣し、伊ら原へ呼び寄せた。伊らわらといふ場所が何処であるか判明しないが、左記引用永弘文書により、玖珠郡と日田郡の境の地であることは、はつきりしている。親満の四人の家臣等は、永正十四年正月三日早朝に、伊ら原に赴き、全九日に帰宅した。その後間も無く、玖珠郡内に於て親満の残党が蜂起した。以上の事実を裏づける古文書を、永弘文書の中から抜萃して見ると即ち左の通りである。

〔永弘文書〕三ノ一七二五

21 (永正十三年十二月) 同十一日早朝、愚宿ニ御越、(親満)方被仰候御人躰様

御事、一定 武も□にて可有御座由、此之儀ハ何(宗心)も親述下向まで政定には隠蜜候、(田原)京より帰国(田原)

一 親述兄弟御人躰之儀同心候ハ、至于境目御陣取、御(宗心擁立之件)

現刑之儀可申之由、各々儀定候、其までハしかと可為隠(親満家臣四人)

蜜之由、此衆御禁刀由候、如此御秘密之儀、我等申事御(マ、)

斟酌千万候、内々可入御覚語御事候之間申入候、然ニ彼(マ、)方にて申事も如何ニ存候へ共、年来宮中ニ御逗留御納(宇佐)所カ(堅)カ極秘事項を知らせるの意、(秘密)申通候間□□禁丁させ申候此条々申候、(永弘)氏輔如此子細存知之儀者、親満当国御越刻、何と御存知候哉、自最前至今子細具我等可存知之通、蜜々以被申(マ、)候間、斟酌千万候つれ共、如御存知宗心様連々御上意之通忝被仰出候、此節可致忠節と存候て、始中終之儀申候、就此之儀隠蜜之儀も申遣候。(尾部継目ヨリ缺)

右は永正十三年十二月の末頃か、又は十四年の正月に、永弘氏輔が、宗心擁立運動の進行状況を、宗心の家臣直行(姓未詳)に通知せる書状の案文である。此の書状に対して、後掲二四、二三の返書が、永弘方に到来せるものである。府内の監禁を脱出せる古庄右馬助治重は、右の文書に拠れば、永正十三年十二月十一日早朝に、永弘氏輔方に遁入し、親満の家臣吉弘新兵衛親就、小田原兵部丞、倉成縫殿亮等と落ち合ひ、極秘裡に密謀をこらした。「各々」「此衆御禁刀由」云々は、此の四人の事である。「禁刀」は「禁丁」と同義の詞であらふ。「彼方」は朽網親満の事、「御人體」は宗心の事であ

る。「宗心様連々御上意之通忝被仰出候」とあるを見れば、宗心が大夫の家督たる可き内々の諒解を將軍義種より得居るかの如く触れ廻り、味方の士を誘ひつゝあるを察知する事が出来る。「親述下向までハ」は、田原親述は上京中であつて、当時京都に駐留中の大内義興を動かし、將軍の内諾を得て、宗心を大夫の家督にすへんと運動中であることが想定せらるゝ。親述の弟政定には此の当時、秘密計画の全部をば知らしめてないものゝ様である。「境目」は豊前と豊後の境目宇佐方面か、又は玖珠郡方面の事であらふ。親満の領地深見郷は玖珠郡に接し豊前豊後の境宇佐郡内に在る。右文書によれば親満かつて宇佐に出張した時、計画の一部始終を詳細に氏輔に打明けしものである。

右文書の書振りより判ずれば、永弘氏輔は、秘密を保持出来る性質の人物と判定せらるゝ。斯る性格の人物に密謀の全部を打明けた親満の不用意には、全く驚くの他は無い。彼のクーデター計画が、事前に発覚し、親安に機先を制せられて失敗に帰したのは、誠に当然の事と言はねばならぬ。氏輔の如く不用意に禁打せる秘密を、他へ通信する人物を諸方への連絡情報係りに利用して、しかも秘密漏洩せずしてすむとせ

ば、むしろ不思議と言はねばならぬ。レボとしては誠に不意な書信の書振りである。山口滞在中の宗心、国東郡田原莊沓掛の田原氏、直入郡朽網郷の朽網氏、之等の協同謀議謀略の連絡のセンターとしては、宇佐の永弘方は適當の場所であつたやうな。

続編年七ノ二三を看よ。如法寺六郎上洛中の田原親述へ連絡使節として往返してゐる。右の永弘文書によれば宗心をかつぎ出さんとする運動の首謀者中心人物は、親満と其の家臣等なることが明らかである。宗心は受動的態度である。宗心が受動的態度で積極性を欠いたのは、当時後援者大内義興が京都に駐留中で山口に居なかつたためであらふ。

〔永弘文書〕三ノ一六七三

22 懇令啓候、抑先度〔 〕神事御執行候之間、昨日

〔奉納候、

一 古庄右馬助方之事、一段帳行被仰

〔張〕

〔永正十三年〕

去八月

廿六日

父子共府中被召籠候、色々以儀旧冬十一日此境被越候て、

〔親就〕

吉弘新兵衛方、小田原兵部方、倉成縫殿亮方、同道候て、

朽網方宿所道陽寺江被越、国中之儀、以隠密相談候、御

(宗心) 人跡之儀可有如何通、彼方被申候候之処、此間申定分ニ

候由、親満被申候、其儀相定候了、同心難申通古も吉も

(ありのまゝ率直に述べたる意) 候しさいニ被申候

一 就此之儀一万田六郎方十二月廿日日田方へ被越候、同

廿三日日田境伊らわら申在所へ、親満宿を被替候、同廿九

日頃、彼四人方へ被遣飛脚、早々伊ら原のことく御越候

へ、相談可申子細被申候、就此之儀、彼四人今月三日早

朝、伊ら原様ニ被越候て、去九日帰宅候、

親満 (尾部継目より缺)

右の文書は、永正十四年正月の文書であつて、永弘氏輔が、

宗心の家臣直行 (姓未詳) か、又は宗心の加判衆得永、市河

へ送つた書状の案文である。救民記に永正十三年八月廿六日

親満が事に托して府内城へ誘ひ寄せられ、兵を以て取囲ま

れ、せまられて自殺せり、とあるのは本文書の第一条と符合

する。但し召籠められたのは親満ではなく、其の家臣古庄右

馬助治重父子である。即ち古庄父子は、八月廿六日以来、府

中に召籠められたけれども、色々手段を以て脱出し、十二月

十一日早朝「此境」に越へて来た。「此境」は宇佐の永弘氏

輔宅である。

(永弘文書) 三ノ一六八八

23

(包紙ウハ書)

得永新左衛門尉

市河新五郎

(氏輔) 永弘式部丞

御返報

親泰

(宗心擁立運動之情況) 就其方時儀預御札候、

委細令拜見候、抑一書次第、具申

聞候之処、宗心以来筋目無相違、被副御心候、誠祝着之

由被申候、諸篇御調法被頼存候、

一 御立願之通承候、得其心候、

(親就)

(治重)

一 吉弘新兵衛尉方、古庄右馬助方、小田原兵部少輔方、

倉成縫殿亮方心底之趣、懇示預候、尤可然候、弥御故実

專一候、

一 隠密之通承候、心得申候、

一 親満对其方、始中終被尋申候之処、最初以来、時儀依

被仰分候、別分之通承候、肝要候、

一 御參籠之儀承候、ちと思案子細候之間、彼使者申聞

候、以其上御分別專一候、返々御氣仕御辛勞之通、於己

後茂不可有忘脚候之由候、旨趣猶重藤源二郎申合候之間、定而可申達候、諸事期後喜候、恐々謹言、  
(永正十四年) 二月二日

永弘式部丞殿

御返報

右は前掲二一に対する返書である。得永、市河の両名は大聖院宗心の重臣であつて彼の加判衆である。本巻七九、四六等の文書をも參看せよ。吉弘新兵衛尉親就、古庄右馬助治重、小田原兵部少輔、倉成縫殿亮等は、朽網氏の被官である。本巻二一に、「各々」、「此衆」云々とあるのは、之等四人の人々を指すものである。「御參籠之儀」は、宗心が宇佐に參詣して滞在するを言ふ。宗心此の時山口に滞在中である。

〔永弘文書〕三ノ一五〇二

24 御懇札之趣、委細拜見仕候、仍從吉弘新兵衛尉方、被對氏輔被遣候書状、並拙者及一通、何も遂披露候之處、祝着之由被申候、尤此度親就江雖可遣御書候、未親滿江不

朽網親滿之乱

被仰通候之間、先以斟酌之由候、聊非御等閑之儀候、必追而一段可被仰出候、將又古庄右馬助方同候、悉皆貴所依御調法時分相調候、誠喜悅之由被申候、弥被副御心、得御意候者、可畏入候、巨細猶申度候へ共、從親泰、房清可被申入候間、不能一二候、恐々謹言、  
(永正十四年) 二月三日

永弘式部丞殿

御返報

直行(花押撮写)

右は前掲二一に対する返書である。文意より見て、直行(姓未詳)は宗心側近の家臣である。「御書」とは宗心の書状の事である。「遂披露候」は宗心へ報告せりの意である。「未親滿江不被仰通」とあれば、此の頃迄は親滿と宗心の直接の接触通謀は未だ無かりしものであらふ。「悉皆貴所依御調法時分相調候」とあるを見れば、永弘氏輔が、宗心、親滿等の接近を「調法」せるものであつて、氏輔はむしろ此の乱の首謀者と言ふべきである。

八、玖珠郡内で親滿一味の殘党等が蜂起したのは、永正十四年の二月の事で、親滿の家臣四人の者等が、親滿の滞在せる伊原原から帰宅して間も無い時の事である。此の時の史料を

続編年大友史料六から抜き出して見ると左の如くである。玖珠郡内では、高勝寺城、松木城等で、戦闘が行はれた事が明らかである。松木城の陥落は二月廿六日である。高勝寺は洪樟寺等とも書き、玖珠の切株山の山頂に在つたのである。

〔大友家文書録〕 (永正)十四年ノ誤  
十五年戊寅正月、朽網氏残党欲挙兵

内、親安、作書命之、

〔大友家文書録〕 頃間残党出於州玖珠郡、於是、親安、遣

小原(四郎左衛門)門尉右並討之、野上長資、中村兵部少輔

等、(十六日)方(以珠部)軍事、時、長資遣其男孫太郎於府内、以彰

義志、(六)カ(玖珠郡)夜戦於高勝寺、中嶋清通被官負創、◎二

十一日戦於松木村

25

為残党対治、小原四郎左衛門尉差遣候、(右並) (從最前一所)カ 馳走

誠感悦候、雖無申及候、此度戦功恐入候、必追而一段可賀申

(二月七日)カ

野上左馬助殿 (長資)

親安在判

前掲大友家文書録前文には、中村兵部少輔に言及あるも、当

該文書は文書録には見えない。焼失せるものであらふ。今茲に大分郡旧高田村字中村、中村喜久雄氏所蔵の原本に擁りて掲ぐる。本文書は碩田叢史にも収載されてゐる。碩田の誤写は原本に擁りて訂正する。中村氏系図によれば、兵部少輔諱は鑑忠である。

〔封〕 「中村兵部少輔殿 親安」

26 為残党対治、小原四郎左衛門尉差遣候、從最前、一所馳

走、誠感悦候、雖無申及候、此度戦功、憑入候、必追

而、一段可賀申候、恐々謹言、

(永正十四年) 二月七日

中村兵部少輔殿 (鑑忠)

親安 (花押)

27

就残党現形、為郡内覚悟、小原四郎左衛門尉差遣候、(右並) (門尉差遣) 候処、

每事被添心、被申合候由、右並註(注) (進候)カ 憑敷存候、

殊連々入魂之儘、息孫太郎(府)カ 被頭心底候、忠儀

無比類候、孫太郎在(府)カ 候、恐々謹言、

(永正十四年二月)

野上左馬助殿 (長資)

親安 (在判)

〔大友家文書錄〕  
〔永正十四年二月〕  
高勝寺、松木共 且野上長  
改珠郡所名、

資族野       又三郎、九郎右衛門尉、十郎兵衛

尉、對馬     尉、太郎、清太郎、中務少輔、刑部少

輔等、有     名、附右並希恩沢、此間有親安授諸

士書、此日授野上新左衛門尉書闕、蓋  
有於松木合戰討取敵六人之文、

28 去十六夜、於高勝寺、被官者共被疵、(以下闕文)

(二月)       日  
親安在判

野上左馬助殿

29 去廿六、於玖珠郡松木殘党(以下缺文數行)此外無足親類

共雖多々候、先以無餘       衆以着到申上候、彼者

共御扶持候様、      頼候、  
(野七) 長資在判

(右並) 小原殿參

30 野上清四郎是ハ去年三段

御扶持ニ成候

野上又三郎  
野上十郎兵衛尉

野上藤太郎

野上九郎右     (衛門尉)

野上對馬守

朽網親満之乱

野上清兵衛尉  
(野上清太郎)        
ふかい 野上太郎  
ふかい (野上中務少輔) 力  
(以下缺)

中村喜久雄氏家藏文書に左記がある。

31 (上包) 〔中村兵部少輔殿 親安〕

去廿六、於玖珠郡松木、遂合戰、勝利之次第、各被碎手

故候、殊内者一人被疵之由候、忠節之至候、必取静一段

可嘉申候、恐々謹言、  
(永正十四年) 二月廿八日

(鑑忠) 中村兵部少輔殿 親安(花押)

大野郡旧小富士村字寺原首藤賀寿人氏家藏文書に左記があ

る。  
32 去廿六、於玖珠郡松木、合戰勝利之次第、各碎手被疵候

故候、軍忠無比類候、必取静、一段可賀申候、恐々謹言、  
(永正十四年) 二月廿八日

首藤清右衛門尉殿 親安(花押)

首藤清右衛門尉殿

碩田叢史野上文書に左記がある。

33 去廿六、於松木表合戦、被碎手、敵六人打捕候、誠忠儀

無比類候、弥敗北之者、可被遂退治寛悟、憑入候、必追

而、可賀申候、恐々謹言、  
(永正十四年)  
二月廿九日

親安 (花押)

(新左衛門尉)  
野上对馬守殿

大友家文書録に左の焼損文書がある。

34 至堺目残党等可現形之由、預註進候、  
(出張可加) 誠令悦

喜候、<sup>ハタ</sup>礎雖不可有指儀候、自身以  
退治候、一段

可被添心事、祝着候、併憑 (以下缺文)

左の文書、文書録にては焼損してゐる。天和四年二月五日、

大分郡高田庄鶴村後藤弥兵衛が、大友宗家に提出せる所蔵文

書写に拠つて焼損の部分を修補する。鶴村は北海道郡旧川添

村の管下である。後藤弥兵衛の子孫行方未詳。川添村今は鶴

崎市内に属する。

35 去廿六、於玖珠郡松木、残党掛合、遂合戦、分捕、同郎

等一人手負候、誠高名無比類候、此時敗北之兇徒、永代

对治覚悟憑入候、猶軍忠追而一段可賀申候、恐々謹言、

(永正十四年)  
二月廿九日

親安 在判

後藤新兵衛尉殿

大分郡旧西庄内村大字橋爪田北隆信氏家蔵文書中に左記があ  
る。

36 去春残党現形之時、預馳走候故、<sup>タヤスク</sup>輒加退治候、外聞実儀、

本意此事候、此等之段、早々可申候之処、依繁多延引候、

弥其堺堅固之儀、憑入候、猶真玉忠兵衛尉可達候、恐々

謹言、

(永正十四年)  
五月廿六日

親安 (花押)

(親盛)  
田北六郎殿

上田節蔵氏文書に次の二通がある。

37 為去春残党現行刻忠賞、玖珠郡古後郷之内、如法寺飛驒守

跡之内、新給式町分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十四年)  
七月五日

親安 (花押)

野上次郎太郎殿

38

郡内古後郷之内如法寺飛騨守跡内、新給貳町分事、被宛行野上次郎太郎訖、任 御判之旨、可被打渡之由、依仰執達如件、

永正十四年七月五日

(小原右並) 左衛門尉 (花押)  
(木上長秀) 大炊 助 (花押)  
(臼杵長景) 民部少 輔 (花押)  
(豊饒親富) 彈 正 忠 (花押)  
(大神親照) 左衛門 大夫  
(本庄右述) 前伊賀守 (花押)

玖珠郡關所奉行

玖珠郡に關所奉行任命されある事実より見て、玖珠郡内に、朽網親満の叛乱に与するものが多かつたことを推定することが出来る。

玖珠郡史に次の一通が載つてゐる。直前の文書より類推すれば、本文書の連署者は、六名あつたであらふ。二名の位署及び宛所は、欠損せるものゝ様である。

朽網親満之乱

39

当郡内綾垣長門守跡本給四町貳段事、被宛行岐部五部左衛門尉訖、任 御判之旨、可被打渡者也、依仰執達如件、  
永正十四年七月五日 民部少 輔 (臼杵長景)

大炊 助 (木上長秀)  
彈 正 忠 (豊饒親富)  
前伊賀守 (本庄右述)

(玖珠郡關所奉行)

大友家文書錄に左記がある。

40

(為去春殘覽) 現形刻之忠賞 預置

候、可有知行候、恐々謹言、  
(永正十四年) 七月五日

親安 在判

森新左衛門尉殿

永正十四年九月廿二日、得永長述、山香郷内の地を、広瀬縫殿助に打渡す。工藤隆弘氏家蔵文書。得永長述は、山香郷の政所役であらふ。「得永」を「徳永」と書いた文書もある。「御判」とは、大友親安の署判のある領地預置状の事であつて、「御奉書」とは、大友家老職の、連署遵行状の事である。



之等は伝はらない。勿論之は親満の乱の忠賞に關する文書に違ひない。

41 山香郷之内、櫓尾七段分之事、任御判御奉書之旨、打渡

申所也、仍如件、

永正十四年

九月廿二日

とく永

源長述（花押）

広瀬縫殿助殿

児玉輻採集文書所載家中感状拔萃に左の文書がある。

42 御側筒

野上市左衛門所持

去春残党現形為忠義賞、当郡山田村之内、垣井川壱段

半、辻尾壱段之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

（永正十四年）

十月一日

親安書判

野上中務少輔殿

九、目を転じて此の乱の首謀者たる田原親述、田原政定兄弟

の動きを観察して見よう。親述は適々上京不在中で、田原一

家は府内や玖珠郡に於て大騒動が勃発し進行中にも拘らず、

臨戦態勢が未だ十分出来てゐず、親満に対して適時に有効適切な支援を送る事が出来なかつた。親述の上京は、前にも触れた様に、当時京都に駐留中の大内義興を動かして、將軍義種から宗心を大友氏の家督に据える内諾の上意を得んがため運動に上つてゐたのであらふ。親述の弟政定は、援軍を率ゐて、玖珠郡の親満党類の救援に越き、永正十四年二月廿二日玖珠郡に着陣した。然し全幅の協同作戦を展開し得ない内に、高勝寺城先づ落城し、次いで松木城も二月廿六日陥落し、而して親満及び彼の家臣の主なる者等は、彦山に遁走し、敗残兵の一部は宇佐郡佐田方面に走り、大副村に於て佐田泰景の兵に數十人討たれ、一部の者は宇佐宮及び其の附近に遁れ隠れ住つてゐた。大部分の敗残兵は、宇佐郡下毛郡内に落ち集つた。左の諸文書を見れば此の間の事情が明らかである。

〔永弘文書〕三ノ一五二七

（包紙折封ウハ書）

43

永弘式部承殿御宿所

政定

田原新九郎

又卜之事承候、得其心候、必猶々

真実

と□可承候、□至此堺就出張之儀、御懇預御状候、

祝着候、其堺之時儀、弥被添御意、方々趣可承候、仍政

珠衆一昨日帆足五郎左衛門尉所より罷退候由注進候、彼

是五六人一昨日同心に退候由申来候、如法寺なども退候

之由申候、猶々も退衆可有少々由申候、先以可然候、仍

(帆足) 五郎左衛門尉書状之案、為御披見進之候、万期後喜候、

恐々謹言、

(永正十四年) 二月六日

(氏輔) 永弘式部丞殿

御報

(田原) 政定 (花押)

政定 珠珠郡帆足郷、山田郷に親満の領地があり、其の關係で政  
珠衆親満の一味党類と成りしものであらふ。政珠郡の「他  
姓の衆」清原一族も、全部が親満に党したる訳では無い。  
山田郷内の土野上一族の如き、又森新左衛門の如きは、親  
安の味方と成り親満殘党と合戦してをる。

〔永弘文書〕三ノ一五二二

44

(田原) 道陽寺まで御下候処、政定其面ニ発足候間、利行  
掃部助方ニ再三被申候通承及候、内々御心得可入子細

候、何様此方時宜重々可申入候、可得御意候、恐々謹

朽網親満之乱

言、

(永正十四年)カ 二月廿八日

(親誌)

(永弘) 氏輔 (花押)

吉弘新兵衛尉殿 御陣所

〔永弘文書〕三ノ一五二〇

45

前日者預御状、祝着之至候、殊以豊之立柄具蒙仰候、得  
其心候、弥憑存外無他候、於政聊非油断之儀候、とても  
(政定)

右者可申承事候条、無御苦心毎々御指南可得事満足候、  
(隔)

從□都述所も、申談可得御意之通、度々申下候、□猶  
(京カ) (親述) (申)

森藤右衛門尉可□述候間、令省略候、恐々謹言、  
(永正十四年)カ

〔永弘文書〕三ノ一五二一

(氏輔) 式部丞殿 御宿所

(田原) 政定 (花押)

右文書によれば永弘氏輔は情報連絡係として重要役割を演じ  
つゝあり、豊後の親安方の軍の情勢等を探り、具さに之を田  
原政定等に通報しつゝある。

〔永弘文書〕三ノ一五二二

46

(端裏書) 一山口への案文

八九

懇令啓候、抑從朽網方以吉弘新兵衛(親就)被申子細、誠雖對

酌存候、先度注進申候之処、御懇蒙仰候之間、則彼方へ

申候、仍親述(田原)下向候ハ、一段申合、可請上意之通被申

候処、彼方無下向候、然ニ政定之事去二月廿二着陣候、

親満(味)一身方有而相請、政定江可相定候之処、廿六落陣候、

此之時者中々不被申入之事候、可然之通以便此方可被申

遣候、彼方々ハ彦山(親満等)恩にて逗留候、新兵衛方就此之儀、

近日此方へ可被越之通被申越候、時儀定而彼方より被申

事候ハ、可承次候哉、此御返事ニ蒙仰候て、可得其意候、

恐々謹言、

(永正十四年)

四月廿八日

(永弘)

氏輔

市河(親泰)新五郎殿

得永新左衛門尉殿(房清)

右の文書は、氏輔が親満等の叛乱軍の情勢を、山口の市河、

得永兩人の所に報告せる書状の案文である。市河、得永等

が、山口に在るを見れば、宗心も此の時山口に滞在中なる事

は明らかである。

〔永弘文書〕三ノ一七六三抜萃

47 (前後省略)

一番長相拘免田之事、一円豊後国ニ在々所々候、祖父にて

候少宮司栄佐之代、社家依有訴人、彼役々事被召離候、

就其親にて候式部丞氏輔廿餘年之間、依致愁訴候、法泉(大内)

寺殿様被聞召分、被職之事、如前々雖被仰付候、新所之

事者他国候へハ、不知行仕候、然者少所五六ヶ所当知行

仕候之処、今度田原方御契策の御使式部丞ニ被仰付候、

就是彼地をも大友殿様より御押候、不及愁訴候、此等次

第、於山口以前式部丞申上候之通申候、

永正拾五、十二月廿日

下宮社司番長大夫(永弘)重行(花押)

杉新左衛門尉殿

右の文書によれば、永弘氏輔が、田原親述、政定等の策謀

に、使者として諸方の連絡に当りし事が明らかである。杉新

左衛門尉は大内義興の重臣である。

一〇、此の乱に対する大内氏の態度を検して見よう。明応よ

り文亀を経て永正年代の初め頃迄は、大内義興は、大友氏と

の争覇に、大友親綱の子大聖院宗心ダイセイインを傀儡として舞台に立て、大友方の不平分子、及び永弘等を初めとする宇佐神人等其の他の反大友分子を、彼の傘下に結集せしめて、大友氏の勢力を牽制し、或はその内部を分断せんと策動してゐた事は、諸の史料の明示する処である。所が永正五年六月八日、大内義興は足利義尹ヨシタカに従ふて京都に入り、永正十五年八月二日周防に帰る迄、京都に駐留してゐた。従つて大内氏に取つては、中央の政治動向の方がより重大で、地方の一小動乱には関心が薄く、又義尹に従ふて上京するについては、「誠御両家無二御契約歴然候」云々の文句があらはず如く、後顧の憂をなくするため、一時的に大友氏との和平交渉が成立してゐて、両家の間は小康状態にあつたと見え、大内方より親満の叛乱軍に対して援助を与へてゐない。左の文書を看よ。之は大友家々老等の連署状で、永正十四年三月二日の文書に相違無い。宇佐の神人等を威嚇した書振りである。

〔永弘文書〕三ノ一五七九

48 〔端裏書〕  
到来候社中へ被遣連署状案文

懇用一行候、仍当国逆叛族、去年以来成敗候之処、多分

朽網親満之乱

如貴国落集候、然□至防州御留守衆、被進定惠院、旨趣被申事、万一彼悪党聊爾動候者、國中衆彼後詰之儀、可被成□之段、对院主御入魂候、以其辻今度□(改)玖珠郡敗北凶徒、佐田方少々預<sub>御成敗カ</sub>候、誠御両家無二御契約歴然候之処、彼落人於宮中並近辺、隱□之由、普其聞候、事実候者、以外□<sub>候</sub>、併社家中堅固御覚悟此時候、依御返事可得其意候、恐々謹言、  
(永正十四年) 三月二日

右述(本庄)

長景(白杵)

親富(豊饒)

長秀(木ノ上)

親照(大神)

宇佐宮

杜家御中

佐田文書に左の三通がある。

49

今度<sub>(豊前、豊後境)</sub>至堺目現形之残党、遂退治候刻、敗北之兇徒、於大<sub>(宇)</sub>副村<sub>佐郡</sub>數十人被討捕頸注文到来候、喜悦之至候、弥被添御心、國中隠住之牢人、堅固可預成敗之事憑存候、委細猶

年寄共可申候、恐々謹言、

(永正十四年)

二月廿九日

(泰景)

佐田大膳亮殿

親安(花押)

50

去春残党蜂起処、其堺無御油断防戦之趣、無比類次第

(大内義興)

候、定左京兆可成御感候、於于今者、近国静謐、任所存

候、仍為賀礼、太刀一腰、馬一疋、鶴毛駿、遣之候、猶富

来四郎左衛門尉申合候、恐々謹言、

(永正十四年)

四月十八日

(泰景)

佐田大膳亮殿

親安(花押)

51

新年賀祥不可有休期候、仍就残党成敗、左京兆以御合力

(大内義興)

辻、其境無異儀候、本望候、弥可預入魂候、次太刀一腰

遣之候、猶中道坊可達候、恐々謹言、

(永正十六年)

正月廿日

(泰景)

佐田因幡守殿

親敦(花押)

一一、府内に於て古庄治重父子が監禁され、親満の家臣多数

が討たれ、親満は身を以て危難を遁がれ、次いで玖珠郡に於

て彼の残党等が蜂起し、敗北を喫し、親満等は彦山に逃避し、敗残兵の大部分は豊前国内に落ち集つた。こうした動乱が豊前豊後では進行してゐる時、乱の元兇首謀者の一人田原親述は、ずつと京都に上ぼつて留守中であつた。親述が何時帰国したかは未詳であるが、前掲四六文書によると、永正十四年四月廿八日には彼は未だ下国してゐない。関係人物の地理的配置から考へると、此の乱の一般戦略は、天正八年四月熊牟礼之乱の主人公田北鑑重入道紹鉄が、田原親貫と呼応して、南北両方面より大友氏を挾撃打倒せんとした戦略と似通ふ所があり、親満と田原親述とが同時に立上がつて、南北から大友親安を挾撃せんと計画したものゝ様であるが、如何んせん密謀が漏洩発覚したゝめに、作戰計画はマンマと失敗に終り、北軍田原家の臨戦態勢未だ整はず、親述の上京不在中に、親満は大友親安に機先を制せられて南軍が各個撃破を喰らつたものである。大分県史料(5)の一七一八、一七二〇等を看よ。永正十五年八月十日には親述は未だ帰国してゐない。左の史料を看よ。彼の帰国は永正十五年の八月中旬以後九月上旬迄の間の事であらふ。永弘重行の父氏輔が死んだのは永弘文書三の一七八一及び永弘系図によれば、永正十六年の初

陽時分と成つてゐる。左の二通の永弘文書は、親述帰国後、豊前方面に於ける朽網親満敗残兵の救援作戦に關係の文書であらふ。

〔永弘文書〕三ノ二五五

52 先日預御状候、尤本懐候、仍時宜御心副承候、恐悦候、

弥近日至境目可相動候、御親父(兵輔)以来被御心副候首尾候

間、為御心得候、巨細彼川野吉岐守可申候、悉皆遷入存

候、恐々謹言、

(永正十五年六月)カ  
九月十日

宇佐宮

(永弘重行)  
番長大夫殿

御

(田原)  
親述(花押)

〔永弘文書〕三ノ一五五三

53 急度啓一書候、仍連々本意之覚悟候之処、其国衆慮外之

ハタラク 絡幸候之条、急度出張候、然者兼日約諾之儘、寄陣候之

者、閑談之儘、以立火手仕可申談候、為御心得進状候、

恐々謹言、

(永正十五年)カ  
十月廿三日

(田原)  
親述(花押)

朽網親満之乱

一二、永正十四年二月玖珠郡で敗戦の後、親満の敗残兵は、

豊前の国で蟄伏してゐたが、やがて田原親述が京都から帰国し、之に力を得、又永正十五年八月十一日には、大友義長が

卒去したので、好機逸す可らずとして、頽勢を立て直し、四

散せる一味党類を叫合して、此の年の末頃から、翌永正十六

年の二月にかけて、大分郡(今は大分市)高崎城に楯籠り、

抗戦を継続した。然しこの作戦も、失敗に終り、二月下旬に

は高崎城が陥落した。左の諸文書を看よ。之等には親安の署

名はもはや無く、親敦と成つてゐる。親安が親敦に改名して

新しい別の花押を用ひ始めたのは、永正十五年八月十一日父

義長が死亡の時からである。親敦といふ署名は、此の時から

大永四年三月九日修理大夫に任ぜられ諱を義鑑と改めた時迄

続く。此の日将軍足利義晴が、親敦に偏諱「義」の字を授け

て、義鑑と改名したのである。

柞原八幡宮文書に左記がある。

54 於社頭奇瑞之儀預注進候、千秋万歳、当敵退治、不移時

日可得勝利候、併衆徒中御懇祈之故候、弥可被抽丹精事

専一候、当家之吉事、不可過之候、崇敬之至、重々可申

候、恐々謹言、

(永正十五年) 九月  
十一月廿一日

親敦 (花押)

由原宮師御坊

(順序に) 中村喜久雄氏家藏文書、佐田文書、葉師寺肇氏家藏文書、首藤賀寿人氏家藏文書、碩田叢史野上文書に夫々左の文書がある。

55 今度高崎城於攻口、中間一人被疵、忠儀無比類候、必追

而一段可賀申候、恐々謹言、

(永正十六年)  
正月廿五日

親敦 (花押)

中村兵部少輔殿

(上包)「中村兵部少輔殿 親敦」

56 就今度高崎之儀、為御合力、神代武綱同前之御馳走、祝

着候、此等之趣為可申、田北勘解由丞遣之候、恐々謹

言、

(永正十六年)  
二月六日

親敦 (花押)

(泰景)  
佐田因幡守殿

57 就今度高崎城楯籠朽網以下之凶徒成敗、遂在陣日々防戦

軍劣感悦候、何様追而可賀申候、恐々謹言、

(永正十六年)  
二月廿八日

親敦 (花押)

葉師寺中務少輔殿

58 於今度高崎攻口、毎日防戦辛勞肝心候、弥戦功頼入候、

必軍忠追而一段可賀候、恐々謹言、

(永正十六年)  
正月十九日

親敦 (花押)

首藤清左衛門尉殿

59 今度於高崎攻口、毎日手仕辛勞之至候、殊無足軍忠感心

候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

(永正十六年)  
二月七日

親敦 (花押)

野上対馬守殿

一三、高崎城落城の後、朽網親満は筑前に遁走した。田原親述も筑前に逃亡したものの様である。親満は彼の企図失敗の後殺されてゐない。一度は道陽寺に退避し、二度目には彦山に遁走し、三度目には筑前に逃げたが、其の後彼はどうなつ

たか、彼の終焉は杳として不明で、何時何処で果てたか之を知る手が、り史料が全く無い。

〔永弘文書〕三ノ一七七九

60

先日筑前出張之刻、御巻敷送給候、誠祝着至候、弥御搦(楯)折遷(入候)カ、其以後早々可令申候処、依旁取乱罷過候、聊

非疎事候、餘無音之条、先用一行候、必進使者可申入候、猶重々可申承候間、省略候、恐々謹言、

(異筆)  
「永正十六年八月十六日」

番長大夫殿

御宿所

親満(花押)

左記の二通の文書は夫々中村喜久雄氏文書と、工藤隆弘氏家藏文書とである。之等は永正十六年の文書ではあるまいか。筑前に乱入の兇徒とは、朽網親満一味の者等で筑前に遁走した敗残兵を指すのではあるまいか。

61

〔上包〕「中村兵部少輔殿 親敦」

就筑前分乱(紛糾)乱入兇徒成敗、出張馳走令悦着候、必追而可

賀申候、恐々謹言、

朽網親満之乱

〔永正十六年〕カ  
七月廿八日

中村兵部少輔殿(鑑忠)

親敦(花押)

62

〔就筑前分乱〕カ

乱入、從最前、以出陣馳走、肝心候、必追

而賀可申候、恐々謹言、

〔永正十六年〕カ  
十二月十三日

広瀬九郎右衛門尉殿

親敦(花押)

一四、親満が筑前へ遁走した後、大友親敦は朽網家を取つぶさなかつた。救民記に記する処によれば「親満公御跡目、御子息虎之助殿と申、御年三歳に成給。是も病死被成ければ、御息女一人入田の大将江御縁付也。其御子あまた有ける。爰(別称府内)に救民御内の古庄山城守、同丹後守と申て、此兩人府中へ(親廉)まかり出、親満公誤なき由申開、御跡目の儀、入田丹後守二男を貰申度由申上る。大友殿よりも、其段可然との御意を受、御年七つに成玉ふ御子一人申受、救民市正と申。其後御救政民三河守鑑康公と申也。」とあり。鑑康は入道して宗歴と号し、大友義統の家老職と成つた。

一五、明応、文龜、永正年代の初め頃の、大友対大内両家の



争覇、九州に於ける動乱には、密接なる関係があり、朽網親満の乱の原因と成つてゐる中心人物大聖院宗心ダイセイインに關する史料を少しく検討して見なければならぬ。彼は太友氏第十三代大聖院殿左京兆太友親綱の子で、大内義興の援により、太友氏の家督を奪はんとし、永年に亘り、執拗に、且つ広範圍に及んで策動をつゞけて居る。此の人物の動きを良く觀察しななくては、明応、文龜頃の大友対大内氏の争の真相ははつきりつかめない。統編年太友史料五の一二五—一三〇頁の史料を見よ。すでに明応七年、義興は、太友親治の子五郎義長を排して、僧宗心を現俗せしめ、彼をして故太友義右の跡目を相続せしめ様と策動してゐる。此の宗心擁立運動には、太友内部の不平分子や、豊前、筑前方面の反太友分子が、關係してゐる事は、左の諸史料により明らかである。宗心に隨從して右筆の役を勤めて居る士の中に、「一味」「辻」等の文句を好んで使用する癖のある者がゐる。

〔永弘文書〕三ノ一六九三

63 (為今)  
 □□度一味之辻、速見(郡)之内歲田村五拾(貫)木付大藏少輔

跡之□□預進之候、可有(知行)候、恐々謹言、

〔永弘文書〕二ノ二三三八

64 為今度御一味之辻、速見郡之内、歲田村五十貫分之事、

被成遣御判候、目出(候、弥)被抽御忠節者、重而可被露御志

之由候、恐々謹言、

明応十、  
 二月五日

永弘(氏輔)式部丞殿

小原神五郎  
 右並(花押)  
 久保九郎右衛門尉  
 親泉(花押)  
 齋藤刑部少輔  
 実治(花押)  
 久保大炊入道  
 陽長(花押)

一六、此の当時宗心が、何処に居たか、はつきり分らないが、多分山口に客居してゐたであらふ。朽網親満の乱の当時彼は確かに山口に居た。彼は極めて小人数の家臣を率して山口に滞在してゐた。大内義興は彼を賓客として優遇し、時に

彼を傀儡として利用し、大友家の内部分断を策し、大友家との争に彼を利用したのである。宗心は一個の大名の如き格式体裁を装ふてゐた事は、前記二通の文書の発行形式を見ても分る。即ち彼の發出した領地宛行状の副書として、加判衆の連署奉書に擬した連署状を發せしめてゐる。大日本古文書相良家文書一の二一六、二一七、二一八にも同様の形式で、左の如き文書を發してゐる。之等は文龜二年頃の文書であらふ。宗心は義興の扶助により一家を維持してゐるに過ぎないのである。

65 此方弓矢之儀、依慮外風説候、去廿九被陣開之間此方つ

同前着関候、聊非別段之儀候、仍豊、筑諸軍悉如防長渡

海候之間、来春必可有進発之由義定候、其方時宜如何御

座候哉、無御心元存候、從已前以申合辻、為続進状候、

弥無替目可申承事、本望候、連々御取成憑存候、此等之

趣彼者具可申候、恐々謹言、

(文龜二年頃)  
十二月廿日

宗心(花押)

大村筑前守殿

66 態令啓候、

朽網親満之乱

抑此方弓矢儀、依慮外風説候、去廿九先以被陣開候之間、此方同前着関候、聊非別段之儀候、仍豊筑之諸軍悉如防長渡海候之間、来春早々可有進発之由義定候、其方時宜如何御座候哉、無御心元存候、改年、定從大内方可被啓候、自己前以申合辻、弥無二可申承事、本望之到候、就中、被官者共其境逗留仕候、御扶助頼存候、委曲

猶彼者可申候、恐々謹言、

(文龜二年頃)  
十二月廿日

宗心(花押)

相良殿

67

〔折封ウハ書〕

齊藤安芸入道

白杵与三左衛門尉

相良殿

人々御中

道柱

態令啓上候迄、抑此方御弓矢之儀、依慮外風説候、大内

殿様御開陣候之間、此方同然候、雖然、從最前被仰合

辻、聊無相違候、仍無二儀被相存候間、宗心被進状候、

弥可得御意事、可被本望存候、此之由可得御意候、恐々

謹言、

(文龜二年頃)  
十二月廿日

(白杵)  
親貞(花押)

九七

相良殿 人々御中

(齋藤) 道柱 (花押)

一七、宗心に随従してゐる士卒は、元より大友氏の家督に対しては、反抗分子である。前掲六四を見よ。前に大友家の家老職をしてゐた小原神五郎右並が、宗心方の加判衆に成つて居り、又同じく大友家老職であつた久保大炊介親干入道陽長も、宗心方についてゐる。後年弘治二年九月に、右並の家督相続人小原鑑元入道宗惟が、大友義鎮に対して謀叛を起したのも、小原家が何か大友家に対し深く根に持つた不平があつたのであらふ。朽瀆親満は、大友義長代の有力な家老職であつたのであるが、永正九年頃から、家老職の連署状に彼の署名が見えないのは、此の頃から罷免されて、以来大友義長や、其の子親安に怨を抱いてゐたのであらふ。尚左記永弘文書を看よ。大友、大内両家の争の原因が宗心にある事が分る。久保入道陽長は、大野郡旧牧口村大字天神字漆園久保平次郎氏の祖先であらふ。此の家は後年緒方庄の政所をしてゐた。

〔永弘文書〕二ノ一三四

半濟之事親泉到之御意、無餘儀候、乍(去)カ、以前一段の御奉公ゆゑ、御志をあらハし被申候哉、この時

者、とかくの儀御申までも候ハす候、何様御状之趣に候、九わしく申聞候へく候、委曲□□彦三郎申上候、定而被申入候哉、可得御意候、

従是可申入候処、御懇札之条誠 畏入候、仍御動近々之様御座候由承候、尤目出候、(大友対大内)兩國之事、宗心ゆゑに候

欺、我等なとちやうほんの事に候間、御方にたいし申、

無面目存、如此之進退候処、御西岐様□り、御正月以

来、又宗心一味之儀、度々被仰出候、結句、今度小原神五郎帰参之刻、色々御上意之段申候間、爰許ニも難致逗

留成行候、か様ニ候とて、于今帰参仕候へハ、此間之当

介も無曲候、御番之立柄者、多分御存知之様候キ、御方

より御料簡候て、事行候事は、此方より相違仕候ニよ

て、如此成行候、當大小得御意事候条、申入候、尚々、

御懇切之儀、祝着進申候、恐々謹言、

(年未詳) 六月廿七日

(久保大炊入道) 陽長 (花押)

永弘殿 御報

一八、宗心と田原氏の關係を調べて見よう。永正四年の春、

筑前水崎に於て合戦があり、西徳王の父が之に戦死した。二

月廿三日、大聖院宗心が西徳王に其の父の軍忠を賞し、田原

親述之を徳王に報じた。改正原田記附録上に左記四通があ

る。兄玉鞆採集文書の中にも收載されてゐる。宗心と親述等

が一味同心して、大友親治及び其の子義長に對し、謀叛を起

したので、勿論背後に大内との連繋の紐があつての事に相違

ない。

69 於今度水崎防戦刻、親父討死候、誠以忠節無比類候、仍

為忠償、於郡内式拾町預遣候、弥忠懃肝要候、恐々謹

言、

永正四年二月廿三日 宗心(花押)

西徳王殿

(頭朱書) 大友系凶有大友氏統季子大聖院宗心、宗像記云、宗心

豊後悲僧、喜兵不修仏事、大友政親時謀叛、恐誅奔周訪

勸大内義隆襲豊後、恐此人、

70 於今度水崎親父討死候、為其忠償、於郡内式拾町被預遣

候、御判取進之候、重而以坪付可申候、弥御忠懃肝要

朽網親満之乱

候、恐々謹言、

永正四年二月廿三日

西徳王殿

(頭朱書) 中務少輔親述、姓未聞盖宗心党、

71 依著困候、徳王方為見參被差上候、恐悅至候、親父勲功

条、不便無極候、必本意刻別而可令恩賞旨、重而被上、

暫堪忍被差候者、弥可為祝著候、委細仁戸田長門守可被

申候、每端調略御儀者、不可有油断候、其境時宜濶入

候、恐々謹言、

十一月七日

西大和守殿

(頭朱書) 大和守盖徳王同族、

72

去月廿五日於水崎合戦、碎手分捕高名条、無比類候、弥

可被拙忠節事肝要候、早々以面買可申候、恐々謹言、

是松新兵衛殿

二月十一日

九九

(田原) 親述(花押)

親述(花押)

親治

一九、沓掛田原氏は累代大友宗家に対し謀叛を起してゐる。

大友義長が其の子親安に遺した遺言状に左の一節がある。此の文書は立花元伯爵家が所蔵してゐる大友文書の中にある。

田原氏の大友家に対する反抗の根本原因については、続編年大友史料八の七七、七八頁に於て之を述べてある。田原氏や、国東郡や宇佐郡の諸士は、一衣帯水の周防灘をへだて、

大内氏と地理的に近接してゐるから、大内氏よりの謀略働きかけに呼応して、絶えず大友氏に叛旗をひるがへしてゐる。

彼等が大友氏に叛する時は、其の背後に、大内氏との連繋があると見れば大体間違ひは無い。大友義長は、永正十五年八月十一日に三十六才で卒したのである。左の文書は無年号であるが、義長卒去の年即ち永正十五年六月三日のものに相違あるまい。

73

条々  
(親述、政定、興直)

一、田原親述兄弟三人之事、子々孫々、何も許容有間敷

(謀叛)

候、彼田原か事ハ、以上八代と哉らん、無本をたくミ候

(東国東郡治岸)

之由申候、是も、自然浦部之者共、敵成うせ候ハ、辛

(不遜)

勞したる無足ふかひの者共を、彼在所ニうつさるへく

候、

(以下省略)

(永正十五年)カ  
六月三日

義長(花押)

二〇、豊後の土で、宗心に通謀する者が相当沢山居た事であらふ。又宗心は領地宛行の空手形を發出して、味方の土を誘ふてゐた事が察せられる。上田節藏氏家蔵野上文書や、工藤隆弘氏家蔵広瀬文書(二通)に左記がある。

74

今度、至石州、自最前、被顯志之条、神妙候、仍愁訴事

承候、親父山城守跡持留玖珠郡飯田郷野上村之内、右田

(野上)

名四町三段大、并同名大和守跡野上村之内、犬丸名七町

三段、古後郷内三町、由布院之内、水地一貫五百分、為

新給所預進之候、不可有知行相違候、恐々謹言、

(年未詳)  
五月九日

(大聖院)  
宗心(花押)

野上源左衛門尉殿

75

為一味之儀、今度被成志、御退候条、誠喜悦候、入国不

可有幾程候間、取静申候者、必々一段賀可申候、恐々謹

言、

(年未詳)  
九月九日

(大聖院)  
宗心(花押)

76 所用之儀候間申候、急度被越候者、以面委細可申候、猶

々いそかしく候、恐々謹言、

(年未詳)  
九月九日

宗心(花押)

広瀬縫殿助殿

〔永弘文書〕三ノ一六九四

77

(端裏書)  
〔竹田津

六郎兵衛尉殿へ遺状案文從宗心〕

追而申候、対三郎左衛門尉、此之由申候処、同前之儀と云、月過候而我等より申入候へく候由候之条、此分候、御入魂蒙仰候、

先日者題目付而、用書音候処、御懇之儀祝着候、仍而桐井方新田之事、可知行之由雖申入候、從彼方旨趣承候之条、得其意候、早々社納□等之儀、対桐井方、勘渡尤存候、餘月過候条、從我等此訳令申候、殊此方先書状御不審尤存候、猶桐井方より可申達候、恐々謹言、

(年未詳)  
十二月廿八日

奈多河内入道

朽網親満之乱

宗心判在  
竹田津六郎兵衛尉殿まいる御宿所

右の文書は案文であつて、宗心の肩書「奈多河内入道」は後の人案文を書きし時記入せるものであり、勿論原本にはこの肩書は無かつたのである。案を写した人が、大聖院宗心を奈多河内入道と誤解註記したものである。

〔永弘文書〕三ノ一六九五

78

兩度被懸御意候、祝着之至候、仍条々御申之儀、則致披露候、於以來御返事返可申候処、今日御帰候由承候、御事繁御座候する間乍存候、御杖料物御座所へ昨日萱嶋藤三郎選候之間、得永方殿被仰遣候、定而可有御本奔走候

(房清)

哉、御神事御執行候するよし被仰候、肝要候由被申候而

(尤カ)

者、御至之儀候て一筆事承候間、進之候処、重而□文を被懸御意候、御意候儘認可候□へ共、於後事者、無御存

(敷)

知候て叶間□条、宗心様へ御披露給候依御返事認可進入之由被申候、先□□を御心得御申肝要候、如何様□説可

申承候、一段之□□□、恐々謹言、

(年未詳) 九月卅日 「詫摩佐渡守」盛通 (花押)

(氏輔) 永弘式部殿 御報

詫摩佐渡守盛通は入道して宗道と号した。田原親述の被官人であらう。得永房清は宗心の家臣で宗心の加判衆である。山口に滞在中である。

〔永弘文書〕三ノ一六八六

79 以前宗心約策被申候<sup>(マ)</sup>過、当時重而屋地敷分之事、示預候、得其心候、則致披露候之処、聊不可有餘儀之通、被申候、以時分、在所等事、蒙仰候者、可致取成候、巨細猶重藤源二郎方被申候間、不能重言候、恐々謹言、  
(年未詳) 二月二日 (得永) 房清 (花押) (市河) 親泰 (花押)

(氏輔) 永弘式部丞殿 御返報

二一、宇佐八幡の關係者神人等は、永年一貫して反大友である。これは後から豊後へやつて来た大友氏や其の一族及び被官人等に、宇佐八幡の御神領や、神人等の所領地を略奪され

たり、荒らされたりした結果であらふ。朽網親満の乱勃発直前に於ける宇佐神人对大友家の關係を窺ひ知る史料として、左の二通を茲に引用しよう。これよりもつと他に両者の關係を知るより良い史料があるかも知れぬ。

〔永弘文書〕三ノ一六二九

80 〔端裏書〕「对豊後国遣連署案文」

夫八幡大菩薩者、鎮護皇家宝祚、扶起朝臣武運、然間渴仰<sup>(竹)</sup>婦依之人者、忽受其賞、触<sup>(中)</sup>料違犯輩、已蒙其罰、忝茂御<sup>(奉親類)</sup>記文如此之処仁、御分国<sup>(六)</sup>繩<sup>(神領)</sup>郷吉久與申地下仁等、令引<sup>(前代末)</sup>以下者、去月十日以<sup>(六)</sup>猛勢、御<sup>(神領)</sup>長洲村<sup>(宇佐郡)</sup>令<sup>(可)</sup>乱入放火之事、<sup>(宇佐大宮司)</sup>聞之儀、当社為<sup>(宇佐郡)</sup>氏人、不<sup>(可)</sup>既去二月四、從<sup>(宇佐郡)</sup>宮成方、被<sup>(宇佐郡)</sup>致其届候処に、來<sup>(宇佐郡)</sup>繩郷至<sup>(宇佐郡)</sup>御給人、可被成御下知之由、被<sup>(宇佐郡)</sup>对竈門<sup>(カマド)</sup>飛驒守方、奉書著<sup>(宇佐郡)</sup>宮候、御下知如何候哉、於于今者、一途<sup>(宇佐郡)</sup>嚴重御成敗、可為本望候、仍一社一同衆儀状如件、

永正十三、五月

(祝) 宮 (社中) 氏

(右述) 本庄伊賀守殿

連署

〔永弘文書〕三ノ一三九一

81

至豊州、朽網就現形之儀、宇佐宮御神領制札之事、從番

(永弘氏輔)

申候

長大夫方被申候、雖然政之事、諸篇不能分別候之条、無

其儀候、シカシ御神領之事者、可成其違儀事、以外無勿體子

(候)

細□間、堅被申付、可被成申停止事、尤以肝要存候、万

(違犯カ)

一□之仁者、則可被□□一候、恐々謹言、

(永正十三年)

十一月廿□日

森藤右衛門殿

如法寺

右の文書は大友家老職の中の何人かが発した文書であらふ。

「雖然、申候政之事、諸篇不能分別候之条、無其儀候」、即ち

宇佐御神領に軍勢等の濫妨狼藉を停止する禁制の高札をば立て、やらぬ云々の文句を吟味せよ。

二二、朽網親満の叛乱は、肥後の反大友分子とも通謀する処があつた事は、次に引用せる阿蘇家文書により明瞭である。

朽網親満之乱

〔阿蘇家文書〕下

82

如存知、其方之事、代々申承候、就中、(阿蘇)惟豊別而無等閑

之処、朽網同意之族、引起一乱候、雖然惟豊申談、讒者

成敗儀定候処、以右之凶徒所行、被乱足候、不及是非

候、併、宗徒之衆当家同心候条、惟豊帰鞍之儀、可申談

候、本望候、猶老共可申候、恐々謹言、

九月二日

親敦(花押)

祭光源三郎殿

二二、直入郡朽網郷は、地理的に肥後の阿蘇郡及び日向国に

接近してゐる事を注意すべきである。親満の叛乱に対して

は、之等近接地帯の反大友分子が同調し、支援を与えたであ

らふ事は容易に想像し得らるゝ所である。親満の家臣中に

は、之等の地方の士と親類縁者もあつた事であらふ。左記二

通の首藤賀寿人氏文書を看よ。署名に親安とあり。而して親

安の時代は僅かに永正十二年十二月から永正十五年八月迄の

短期間に過ぎないのであるから、左記二通の事件は、朽網親

満の謀叛に連結する事件と見るのが妥当であらふ。之等二通

は永正十三、四年頃の文書に相違あるまい。首藤氏は直入郡



旧小富士村の士である。

83 就甲斐大和守成敗之儀、三田井右武合力之段申候哉、不

日出陣感悦候、毎々無足辛勞之条、追而賀可申、弥右武

申談、堅固馳走邊入候、恐々謹言、

十一月廿七日

親安(花押)

首藤清右衛門尉殿

84 就高知尾時宜、両度注進喜悦候、方角之儀者、被添心、

重々可被申候、委細坂梨五郎左衛門、同小田原藤四郎可

申候、恐々謹言、

十一月十九日

親安(花押)

首藤清右衛門尉殿

(以上) (昭和三十三年十一月稿)

### 大分市 文化名勝顯彰会規約

一、名称 この会は大分市上野丘文化名勝顯彰会という。  
二、目的 この会は上野丘の史蹟・名勝・文化財の保存顯彰並にこれに關連ある事項を調査研究し大分市の發展に寄与することを目的とする。

三、事務所 本会の事務所を当分の間大分市上野町北の一立川輝信氏方に置く。

四、事業 この会は前記の目的を達成するため左の事業を行う。  
1. 現存文化財、名所の調査研究と保存顯彰。  
2. 研究会、講演会、実地調査等の開催。  
3. 關係資料の蒐集保存。

4 上野台の史蹟、名称、文化財解説書、繪葉書等の發行。  
5 其の他本会の目的達成に必要な事業。  
6 會員 本会の會員は左の者によつて構成する。  
7 特別會員 特別會員は左の者によつて構成する。  
8 本会の事業に委員會の協議により特に本會員に拂けるもの。  
9 本会の目的に賛同し、伍千円以上寄附した者を賛助會員とする  
10 會員とする。但し当分の間会費を納めて入会したるものを普通會員とする。但し左の役員を置く。

六、役員 本会に左の役員を置く。  
1 名譽顧問 若干名  
2 名譽委員 若干名  
3 委員 七名  
4 右役員は次の方法による。  
A 名譽顧問と名譽委員は本会の事業に對して特に功績顯著なりと認めたる者を委員會で推薦し、本会の諮問に應ずる。  
B 委員は本会を發起創立したる左記の者を以て充て、常任とする。  
C 古川輝信、宗尊照、山崎勝、安部肇、秦克雄、元町町内会長、立川府内会長、古川府内会長

七、運営 委員會に欠員を生じたる場合は委員會で協議して補充する。

八、本会の經費は會費及寄附金を以つてこれに充てる。但し当分の間會費はとらない。  
1 本会の資金は必ず會名で預金する。但し壹千円未満は會計係で現金所持が出来る。  
2 本会の會計年度は毎年四月一日を以て始まり三月三十一日を以て終る。  
3 本規約の変更は委員會の決議によつてのみ出来る。

九、本規約の変更は委員會の決議によつてのみ出来る。

一〇、本規約の変更は委員會の決議によつてのみ出来る。

一、本会の經費は會費及寄附金を以つてこれに充てる。但し当分の間會費はとらない。  
二、本会の資金は必ず會名で預金する。但し壹千円未満は會計係で現金所持が出来る。  
三、本会の會計年度は毎年四月一日を以て始まり三月三十一日を以て終る。  
四、本規約の変更は委員會の決議によつてのみ出来る。

五、本規約の変更は委員會の決議によつてのみ出来る。

六、本規約の変更は委員會の決議によつてのみ出来る。